

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社に雇用され、タクシー乗務員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前10時40分頃、タクシー乗務中、横断歩道を渡ろうとした人がいたため、停止線で停止し、後方で大きな音がしたので振り返ったところ、請求人の後続車両に同僚が運転するタクシーが追突したため、さらに、玉突き状態となって後続車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は負傷当日D胃腸科外科に受診し「頸部捻挫・背部捻挫」と診断され、療養を開始したが、同年平〇月〇日からはE病院に転医し、通院にて療養していた。

請求人のE病院への移送費（通院費）は、当初、自動車損害賠償保険から支払われていたが、平成〇年〇月〇日以降の投薬中心の治療は、本件事故による受傷との因果関係が認められないとして、支払不能とされた。

請求人は、自動車損害賠償保険から支払われなくなった移送費（通院費）について、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の6日間分を監督署長に請求したが、監督署長は支給基準に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

移送費の支給は、厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達（昭和37年9月18日付け基発第951号・平成20年10月30日付け基発第1030001号）及び同留意通達（昭和20年10月30日付け基労補発第1030001号）に基づいて判断することとされているところ、当審査会においてもこれら通達が定める要件は妥当であると考えことから、本件についても、これら通達に基づいて検討したが、決定書第2の2の（2）ウに記載するとおり、請求人が居住するB市内には請求人の傷病の診療に適すると考えられる医療機関が相当数存在することは明白であり、F市に所在するE病院への通院が上記通達の定める要件を満たさないことは明らかであると判断する。

請求人は、B市内に多くの病院があることは認めながらも、再手術に適した病院は多くないこと、自分の傷病に適した病院を探すためにインターネットや雑誌記事を利用することには合理性があること等を主張するが、当審査会としては、上記通達の例外を認める事情とは認めがたく、上記判断を左右するものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る移送費の請求については、支給

要件を満たさず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。